

令和5年度事業計画

暴力団排除活動を通じて、暴力団員による不当な行為の防止及び被害者に対する支援活動等の事業を重点に推進する。

～暴力団のいない安全で住みよい愛媛県の実現～

1 広報啓発事業

事業名	事業の内容	実施時期
広報活動 <small>(法第32条の3第2項第1号)</small> <small>(定款第4条第1項第1号)</small>	1 広報資料の作成 暴力団排除意識高揚のため ・ 暴力団追放マニュアルの制作、販売(実費相当額) ・ 暴力団排除ポスターの作成 ・ 民暴弁護士等相談等のチラシ作成 等を作成配布し広報・啓発を行う。	年間
	2 暴力団対策法、暴力団排除条例の周知 不当要求防止責任者講習、各種研修会等を通じ、暴対法や暴排条例の概要について講義し広く周知を図る。	年間
	3 事業活動の広報 暴追センターの事業内容をより周知するため ・ 機関誌「暴追えひめ」の発行 ・ ホームページ・LINEを活用し、センターの事業活動、県内情勢、暴力団排除マニュアルの情報を配信 等により事業活動の広報に努める。	年間
	4 視聴覚資料の提供 地域、職域及び行政等の団体に対し、 ・ センターで制作した責任者講習のDVD ・ 全国センター斡旋に係る暴排DVD 等の視聴覚資料の貸し出しを通じ、暴排活動の広報を行う。	4月
	5 各種媒体を利用した暴追センターの広報 ・ 松山市駅等のビジョン広告の活用 ・ 愛媛新聞等への広告掲載や折込チラシの配布 ・ 県警音楽隊「ふれあいコンサート」チラシへの広告掲載 ・ イベント会場における暴排資料の配布 ・ 自治体のホームページ、広報誌の活用	年間
	6 暴力団排除ポスター・標語の募集 一般及び県内学校(小・中・高)を対象に、暴力団排除をテーマとしたポスターや標語の募集を広く行い、最優秀作品を活用してポスターを作成・配布する。	年間

<p>大会等開催</p> <p>(法第32条の3第2項第1号)</p> <p>(定款第4条第1項第1号)</p>	<p>1 暴力団排除セミナーの開催</p> <p>県民の暴排意識の高揚を図るため、センター賛助会員等を対象に「暴力団排除セミナー」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時 9月6日(水)14時00分～16時00分 ・ 会場 松山市総合コミュニティーセンター キャメリアホール ・ 講師 宮元篤紀 <p>(佐賀県武雄市における入院患者射殺事件被害者遺族)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員 約300人 <p>2 暴迫功労者の顕彰</p> <p>県内の暴迫功労者、暴迫ポスター優秀作品及び標語優秀作品の表彰、暴排事業活動支援の団体・個人に対する感謝状の贈呈</p>	<p>9月6日</p>
---	---	-------------

2 相談・助言・支援事業

事業名	事業の内容	実施時期
<p>相談・助言</p> <p>(法第32条の3第2項第3・4号)</p> <p>(定款第4条第1項第3・4号)</p>	<p>1 相談・助言</p> <p>(1) 常勤相談委員による面接及び電話・メール等による相談受理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分 ・ メール、LINEによる相談は随時受理 <p>(2) 民暴弁護士等相談の開設</p> <p>毎月第2木曜日午後1時から2時間、暴迫センターで開設する。(第2木曜日が祝日の場合、翌日開設)</p> <p>弁護士、警察及び暴迫センター常勤相談委員が対応する。</p> <p>(3) 巡回相談日の開設</p> <p>県内の商業施設2か所において開催し、弁護士、警察及び暴迫センター常勤相談委員が対応する。</p> <p>2 民事介入暴力事案対策</p> <p>弁護士会、警察、センターによる「三者協定」に基づき、勉強会を開催する等連携を強化し、適切な事案対応を推進する。</p> <p>3 犯罪被害者対策</p> <p>日本司法支援センター及び愛媛県犯罪被害者等支援連絡協議会等との連携強化を図り、暴力団からの被害者対策を積極的に推進する。</p> <p>4 少年被害防止対策</p> <p>警察本部人身安全対策・少年課と連携し、少年指導委員研修等を通じて少年に対する暴力団排除活動を推進する。</p>	<p>年間</p> <p>毎月1回</p> <p>年2回</p> <p>年間</p> <p>年間</p> <p>年間</p>
<p>組織活動支援</p> <p>(法第32条の3第2項第2・5号)</p> <p>(定款第4条第1項第2・4号)</p>	<p>1 地域コミュニティにおける暴排活動支援</p> <p>各地域の暴排コミュニティの活動に対し、講師の派遣及び暴排パンフレットやポスター等の資料提供による支援を行い、反社会</p>	<p>年間</p>

	<p>的勢力からの不当要求行為に対する対応要領を周知する。</p> <p>2 行政及び民間における暴排活動の支援</p> <p>(1) 行政の暴排活動(各種大会、講演会、研究会等)への参加、講師派遣、資料提供等による支援を行う。</p> <p>(2) 民間の暴排協議会や研修会等へ参加、講師派遣、資料提供等による支援を行う。</p> <p>3 暴力団離脱支援</p> <p>愛媛県暴力団離脱・ワークサポート協議会を開催して、関係機関・団体・事業者との連携を図り、離脱希望者の就労支援を行い、社会復帰を推進する。</p>	<p>年 間</p> <p>年 間</p>
<p>差止請求関係業務</p> <p>(法第 32 条の 4 第 1 項)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 9 号)</p>	<p>平成 25 年、国家公安委員会から適格都道府県センターに認定された以降、暴力団事務所の使用差止請求業務を適格に推進すべく、全国事例の調査・研究及び民事介入暴力対策委員会の担当弁護士(専門委員)と連携を図る。</p>	<p>年 間</p>

3 助成、貸付事業

事業名	事業の内容	実施時期
<p>離脱者雇用給付金</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 5 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 4 号)</p>	<p>センターの援助を受けて暴力団から離脱した者を雇用した事業者に対し、現金3万円を上限とする給付金を支給する。</p>	<p>年 間</p>
<p>被害者見舞金支給</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>愛媛県内で発生した暴力団員の不当行為による傷害事件等の被害等に対し、全治1カ月以上2カ月未満の場合5万円、2カ月以上の場合 10 万円の見舞金を支給する。</p>	<p>年 間</p>
<p>訴訟費用等貸付</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>暴力団員の不当な行為に対する損害賠償請求訴訟、暴力団員との賃貸借契約の解除請求等の訴訟提起、物的被害の修復等暴力団対策上必要と認める費用について、200 万円を上限として無利子の貸付を行う。</p>	<p>年 間</p>
<p>暴力団排除活動支援金</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 2・9 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>暴力団の追放を目的とした個人・団体が行う活動で、暴力団事務所撤去等の住民運動、暴力団追放を目的とした各種大会、講演会、研究会等の活動に対し、活動1件につき5万円を上限とする支援金を支給する。</p>	<p>年 間</p>
<p>これらの財源は、流動資産をもって充てる。</p>		

4 講習・研修事業

事業名	事業の内容	実施時期
<p>不当要求防止責任者講習</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 7 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 5 号)</p>	<p>事業所や自治体の不当要求防止責任者に対し、民事介入暴力対策委員会弁護士、警察、センターによる講演、センター制作の暴追マニュアルや視聴覚教養等により、効果的な不当要求防止責任者講習を実施し、コロナ禍対応としてオンラインによる講習も実施する。</p>	<p>年 間</p>

	<p>・ 予定回数 19 回、予定受講者数 1,830 人</p> <p>内訳</p> <p>企業対象 11 回、行政対象8回</p> <p>うちオンライン講習 12 回</p>	
<p>少年指導員に対する研修</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 10 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 7 号)</p>	<p>毎年4月、警察本部人身安全対策・少年課の少年指導委員研修会の機会に併せ、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行う。</p>	年 間
<p>暴力監視モニター研修</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 11 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 10 号)</p>	<p>県下各警察署から推薦された暴力監視モニターに対し、暴力団員による不当な行為に関する知識等、センターの目的を達成するための研修を行う。</p>	4月 28 日
<p>暴力追放相談委員研修</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 11 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 10 号)</p>	<p>暴力追放相談委員に対し、暴力団員による不当な行為に関する知識等、センターの目的を達成するための研修を行う。</p>	8月4日
<p>事業所等への研修</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 11 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 10 号)</p>	<p>事業所等に対し、警察本部組織犯罪対策課との共催により、暴排活動に関する研修を行う。</p>	年 間
<p>その他の研修</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 11 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 10 号)</p>	<p>愛媛県安全運転管理者連絡協議会が開催する講習会等へ講師を派遣し、センターの業務内容や暴排活動に関する知識の普及のための研修を行う。</p>	年 間

5 調査・情報収集事業

事業名	事業の内容	実施時期
<p>調査及び情報収集</p> <p>(法第 32 条の 3 第 2 項第 11 号)</p> <p>(定款第 4 条第 1 項第 8・10 号)</p>	<p>1 調査研究</p> <p>全国センターの研修、全国・四国ブロック民暴協議会等に積極的に参加して、事業活動の充実、運営に資する。</p> <p>・ 全国協議会 : 7月富山県開催、11月山梨県開催</p> <p>2 情報収集活動</p> <p>(1) 効果的な暴力団排除活動に資するため、県内暴力団及び上部団体に関する情報、他府県における効果的な暴力団排除活動について調査及び情報収集を行う。</p> <p>(2) 暴力監視モニターの運用により、暴力団に関する情報収集を行うとともに、組織犯罪対策課への情報提供を行う。</p> <p>(3) 新聞・雑誌等公刊資料により各種情報を収集するとともに、各県センターとの連携を強化し、資料のデータベース化を図る。</p>	<p>年 間</p> <p>年 間</p>

6 その他

事業名	事業の内容	実施時期
<p>センター運営 (定款第6条～)</p>	<p>1 理事会・評議員会の開催</p> <p>(1) 理事会</p> <p>ア 定時理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回理事会 令和4年度事業報告、収支決算の承認 ・ 第2回理事会 令和6年度事業計画、収支予算の承認 <p>イ 臨時理事会 必要に応じ開催</p> <p>(2) 評議員会</p> <p>ア 定時評議員会の開催 令和4年度事業報告、収支決算の承認</p> <p>イ 臨時評議員会 必要に応じ開催</p> <p>2 財政基盤の強化</p> <p>(1) 賛助会員の確保</p> <p>ア 賛助会員の拡大を図るため、責任者講習など各種会議等 を利用し、広報を実施する。</p> <p>イ 既存賛助会員の確保のための企業訪問を行う。</p> <p>(2) 基本財産の運用 金融商品の効果的運用の情報収集に努める。</p> <p>(3) 寄附金の獲得 企業訪問等を実施し、寄附金の依頼を行う。</p> <p>3 関係機関との連携強化</p> <p>(1) 弁護士会民事介入暴力対策委員会・警察本部組織犯罪対策課等との連携強化により、センター事業の高度化を図る。</p> <p>(2) 四国四県センター会及び民暴四国ブロック協議会等に参加し、連携強化を図るとともに、センター運営に関する情報交換を実施する。</p> <p>4 暴迫功労者の顕彰 暴迫功労者、ポスター・標語優秀作品の表彰、センターの暴排事業活動支援に対する感謝状の贈呈を行う。</p> <p>5 情報セキュリティ管理の強化 NTTのUTM(ネットワークセキュリティーサービス)等を利用し、セキュリティ対策の強化に努める。</p> <p>6 冗費の節約</p>	<p>6月2日</p> <p>令和6年3月</p> <p>6月19日</p> <p>年間</p> <p>年間</p> <p>年間</p> <p>年間</p> <p>年間</p>

収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

(単位:円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	[7,900,000]	[7,900,000]	[0]	
基本財産受取利息	7,900,000	7,900,000	0	
② 特定資産運用益	[1,000]	[1,000]	[0]	
特定資産受取利息	1,000	1,000	0	
③ 受取賛助金	[17,700,000]	[17,700,000]	[0]	
賛助会員受取賛助金	17,700,000	17,700,000	0	
④ 事業収益	[2,298,000]	[2,672,000]	[△ 374,000]	
責任者講習事業収益	2,198,000	2,502,000	△ 304,000	
広報活動事業収益	100,000	170,000	△ 70,000	
⑤ 受取寄附金	[300,000]	[300,000]	[0]	
受取寄附金	300,000	300,000	0	
⑥ 雑収益	[0]	[0]	[0]	
受取利息	0	0	0	
経常収益計	28,199,000	28,573,000	△ 374,000	
(2) 経常費用				
① 事業費	[22,248,000]	[22,338,000]	[△ 90,000]	
給料手当	13,065,700	12,406,000	659,700	
福利厚生費	2,192,600	2,221,000	△ 28,400	
会議費	292,000	234,000	58,000	
広告宣伝費	770,000	660,000	110,000	
諸謝金	324,000	404,000	△ 80,000	
離脱者雇用支援金	30,000	30,000	0	
見舞金等給付金	50,000	50,000	0	
暴排活動支援金	60,000	100,000	△ 40,000	
旅費交通費	515,400	502,000	13,400	
通信運搬費	1,302,000	1,384,000	△ 82,000	
消耗品費	672,000	875,400	△ 203,400	
印刷製本費	1,287,300	1,605,000	△ 317,700	
燃料費	20,000	35,000	△ 15,000	
賃借料	1,248,000	1,347,000	△ 99,000	
保険料	119,000	184,600	△ 65,600	
委託費	300,000	300,000	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
②管理費	[7,679,500]	[7,338,032]	[341,468]	
給料手当	5,029,000	4,609,000	420,000	
退職給付費用	212,500	180,000	32,500	
福利厚生費	842,000	809,000	33,000	
会議費	82,000	106,000	△ 24,000	
旅費交通費	156,000	240,000	△ 84,000	
通信運搬費	100,000	95,000	5,000	
消耗品費	200,000	150,000	50,000	
印刷製本費	25,000	25,000	0	
燃料費	75,000	55,000	20,000	
賃借料	321,000	415,000	△ 94,000	
保険料	100,000	117,000	△ 17,000	
委託費	300,000	300,000	0	
渉外費	40,000	40,000	0	
租税公課	10,000	10,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
支払手数料	3,000	3,000	0	
支払負担金	71,000	71,000	0	
減価償却費	103,000	103,032	△ 32	
経常費用計	29,927,500	29,676,032	251,468	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,728,500			
評価損益等計	0			
当期経常増減額	△ 1,728,500	△ 1,103,032	△ 625,468	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,728,500	△ 1,103,032	△ 625,468	
一般正味財産期首残高	69,531,377	68,820,781	710,596	
一般正味財産期末残高	67,802,877	67,717,749	85,128	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	[7,900,000]	[7,900,000]	[0]	
基本財産受取利息	7,900,000	7,900,000	0	
一般正味財産への振替額	[△ 7,900,000]	[△ 7,900,000]	[0]	
一般正味財産への振替額	△ 7,900,000	△ 7,900,000	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	600,000,000	600,000,000	0	
指定正味財産期末残高	600,000,000	600,000,000	0	
III 正味財産期末残高	667,802,877	667,717,749	85,128	

収支予算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[5,530,000]	[2,370,000]	[7,900,000]
基本財産受取利息	5,530,000	2,370,000	7,900,000
② 特定資産運用益	[700]	[300]	[1,000]
特定資産受取利息	700	300	1,000
③ 受取賛助金	[12,390,000]	[5,310,000]	[17,700,000]
賛助会員受取賛助金	12,390,000	5,310,000	17,700,000
④ 事業収益	[2,298,000]	[0]	[2,298,000]
責任者講習事業収益	2,198,000	0	2,198,000
広報活動事業収益	100,000	0	100,000
⑤ 受取寄附金	[300,000]	[0]	[300,000]
受取寄附金	300,000	0	300,000
⑥ 雑収益	[0]	[0]	[0]
受取利息	0	0	0
経常収益計	20,518,700	7,680,300	28,199,000
(2) 経常費用			
① 事業費	[22,248,000]	[0]	[22,248,000]
給料手当	13,065,700	0	13,065,700
福利厚生費	2,192,600	0	2,192,600
会議費	292,000	0	292,000
広告宣伝費	770,000	0	770,000
諸謝金	324,000	0	324,000
離脱者雇用支援金	30,000	0	30,000
見舞金等給付金	50,000	0	50,000
暴排活動支援金	60,000	0	60,000
旅費交通費	515,400	0	515,400
通信運搬費	1,302,000	0	1,302,000
消耗品費	672,000	0	672,000
印刷製本費	1,287,300	0	1,287,300
燃料費	20,000	0	20,000
賃借料	1,248,000	0	1,248,000
保険料	119,000	0	119,000
委託費	300,000	0	300,000

科 目	公益目的事業会計	法 人 会 計	合 計
②管理費	[0]	[7,679,500]	[7,679,500]
給料手当	0	5,029,000	5,029,000
退職給付費用	0	212,500	212,500
福利厚生費	0	842,000	842,000
会議費	0	82,000	82,000
旅費交通費	0	156,000	156,000
通信運搬費	0	100,000	100,000
消耗品費	0	200,000	200,000
印刷製本費	0	25,000	25,000
燃料費	0	75,000	75,000
賃借料	0	321,000	321,000
保険料	0	100,000	100,000
委託費	0	300,000	300,000
渉外費	0	40,000	40,000
租税公課	0	10,000	10,000
雑費	0	10,000	10,000
支払手数料	0	3,000	3,000
支払負担金	0	71,000	71,000
減価償却費	0	103,000	103,000
経常費用計	22,248,000	7,679,500	29,927,500
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,729,300	800	△ 1,728,500
評価損益等計			
当期経常増減額	△ 1,729,300	800	△ 1,728,500
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,729,300	800	△ 1,728,500
一般正味財産期首残高	51,840,899	17,690,478	69,531,377
一般正味財産期末残高	50,111,599	17,691,278	67,802,877
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	[5,530,000]	[2,370,000]	[7,900,000]
基本財産受取利息	5,530,000	2,370,000	7,900,000
一般正味財産への振替額	[△ 5,530,000]	[△ 2,370,000]	[△ 7,900,000]
一般正味財産への振替額	△ 5,530,000	△ 2,370,000	△ 7,900,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	420,000,000	180,000,000	600,000,000
指定正味財産期末残高	420,000,000	180,000,000	600,000,000
III 正味財産期末残高	470,111,599	197,691,278	667,802,877

事業 年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A008115
	至	令和6年3月31日	法人名	公益財団法人愛媛県暴力追 放推進センター

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	